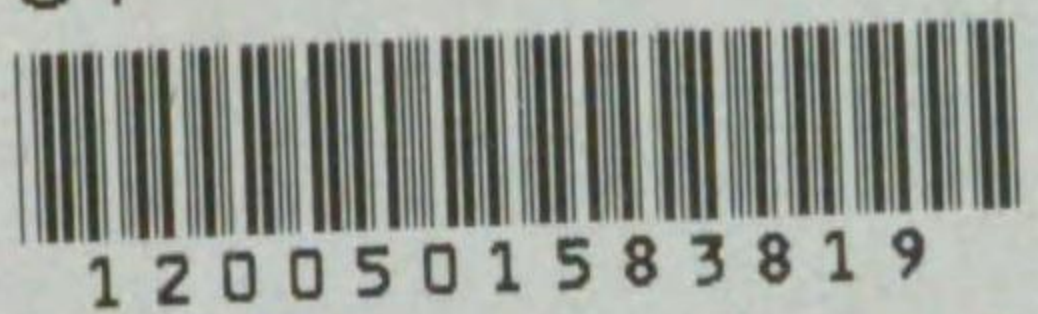


島根森林道場概要

島根縣木炭検査所編

707-87



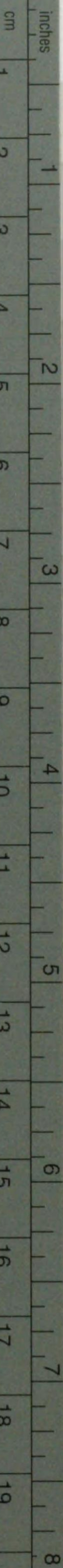
707

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak





707  
87

甲

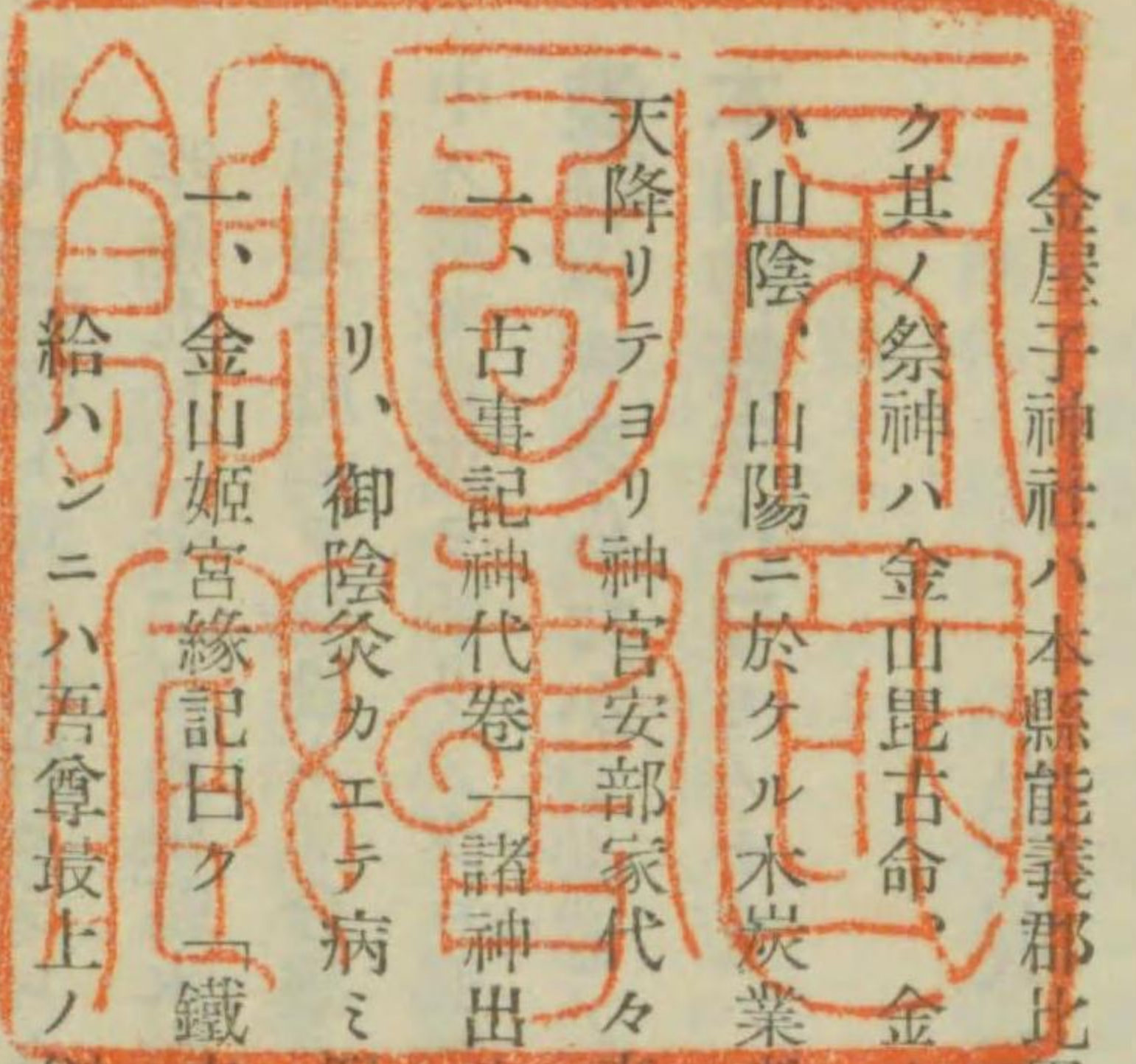
島根森林道場概要



707-87

山神祭由緒

本縣ノ製炭業者ガ新山林ノ入山ニ際シ又新窯築窯ノ完成毎ニ齊戒沐浴森嚴ナル心境ヲ以テ事業ノ進展成功ト山林勞働作  
業中ノ無事息災ヲ熾烈ニ祈ル崇敬敦キ山神ハ金屋子神社ナリ。



金屋子神社ノ本縣能義郡比田村庄黒田奥桂ノ森ニ鎮座シ、古來傳フル祝詞ニヨレバ我國製炭竝鑛業祖神ニシテ靈驗著シ  
ク其ノ祭神ハ金山毘古命、金山毘賣命二柱ノ神ニシテ、往古ヨリ之ヲ金屋子神ト申傳ヘ奉レリ。由來金屋子神社ノ信仰者  
ハ山陰、山陽ニ於ケル木炭業者竝山陰、山陽竝大阪地方ニ於ケル製鐵業者ナリ、大古金屋子神、前記比田ノ庄黒田ノ奥ニ  
天降リテヨリ神官安部家代々奉仕シテ今日ニ至ル、今左ニ主ナル祭神ニ關スル文献ヲ抄記セバ  
一、古事記神代卷「諸神出生」條「伊邪那岐、伊邪那美神ハ……中畧……次ニ火之夜藝速男神ヲ生ミ座スニ因  
リ、御陰灸カエテ病ミ臥セリ、吐物ニ生リマセル神ノ御名ハ金山毘古神次ニ金山毘賣神……畧」  
二、金山姫宮縁記曰ク「鐵之御祖神金山彦神、金山姫神二柱ノ神ハ伊邪那岐、伊邪那美二神ノ神ニ向ヒテ天ノ下ヲ鎮メ  
給ハンニハ吾尊按止ノ劍ヲ作り奉ラヌト二振ノ劍ヲ捧グ進ミ奉リ給フ、一振ノ劍ヲ天之蠅斫之劍ト申スコレ天叢

雲劍ナリ

一、古今和歌集ニ

眞金吹く吉備の中山細谷川の音のさやけさ——註——是ハ第五十四代仁明天皇御即位ノ承和ノ頃ノ作ナレバ當時中  
國山脈ヲ中心トシテ木炭製造ト砂鐵採取ニ依ル製炭業盛ナリシコト分明ナリ。

一、神官安部氏位階ヲ賜フ、第百二代御花園天皇寬正五年五月十三日安部連鐵嘉富從五位下ヲ授ケラレ賜フ、以下六代  
世々相繼ギテ拜授





一、城主御佩刀御祈願 文明十八年五月富田城主尼子經久公御佩刀御祈願セラレ金子三百貫、御幣田一反二畝二步奉獻セラル。

一、九條關白大政大臣尙實公奉額、桃園天皇寶曆三年「金山彦尊」金文字額面奉獻其ノ他畧

右金屋子神ノ創始傳授セラレシト言フ砂鐵製鍊時ハ大古ハ所謂野踏鞴ト稱シ現ニ比田村地内ニ數十ヶ所ノ遺跡アリ、古來傳ハル諺ニ「砂鐵七里ト炭三里」トアリテ、即チ砂鐵ハ七里ハ運搬可能ナルモ木炭ハ三里以内シカ運搬不可能ナル事ヲ證スルモノニシテ、木炭ノ製造地ヲ追ッテ轉々ト野踏鞴ヲ移轉製鐵セルコトヲ立證スルモノナリ、即チ本縣ノ製炭業ハ遠ク神代ニ踏鞴ト共ニ創始セラレタルモノニシテ全縣下ノ製炭業者ノ敬神敦キ亦宣ナル哉

昨年九月二十二日島根縣木炭同業組合聯合會主催ヲ以テ本道場設置ニ當リ道場教室正面ノ高壇ニ本祭神ヲ祀リ亞イデ作業現地ニ社祠ヲ建設シテ分靈ヲ奉遷シ爾來一日トシテ欠ク事無ク、朝ニ製炭研究事業ノ進展成功ト繁盛ナル山林勞働作業中ノ無事息災ヲ祈リ、夕ニ眞摯ナル報恩感謝ノ御禮言上ヲナシ全道生道場生活最高ノ信條トシテ敬虔ナル信仰ヲ捧ゲ來リ靈驗イヤあらたかナルモノアリ依ッテ **今回本森林道場縣移管ニ當リ之ガ報告ト益々神靈ノ加護ヲ祈ルベク** 本山神祭ヲ行フモノナリ

### 島根森林道場設置沿革

一、昭和十年度ニ於テ島根縣木炭同業組合聯合會主体トナリ木炭検査所ノ助力ニ依リ島根縣製炭研究所並其ノ附屬島根森林道場ヲ設置スル事トナリ飯石郡内各町村當局並田部長右衛門氏ノ積極的厚意ニ依リ道場舎ノ完成提供アリ依ッテ同年九月二十二日設置地飯石郡吉田村ニ於テ島根縣知事、縣會議員、島郡山林會長、町村長其他來賓ノ臨席ノ許ニ開場式ヲ舉行シタリ之ガ設置ノ趣旨並狀況左ノ如シ

#### (一) 製炭研究所並森林道場設置趣旨

- 1、木炭ハ本縣重要物産中ニ於ケル重要ナルモノニシテ製炭業ノ振否如何ハ縣公私經濟、農山村民ノ全生活上ニ直接重大ナル關係ヲ有スル重要産業タリ
- 2、本縣製炭業ハ從來ニ於テ縣検査ノ施行ト縣指導方針ニ順應セル島郡木炭同業組合縣木炭移出同業組合等民間當業者團體ノ施設ニ係ル改善獎勵事業ノ實行ト相俟ツ所謂官民一致ノ力ニ依リ躍進的ナル發展ヲ來シ全國有數ノ木炭生産移出縣トナリタリ
- 3、近時製炭改良熱ノ著シキ勃興ト共ニ各種新製炭様式續出シ當業者ハ其ノ歸趨ニ迷ヒ製品品質統一上最モ必要トスル製炭窯ノ統一ハ製炭業ノ進展ト共ニ勢ノ赴ク處却ツテ反對ノ現象ヲ呈セムトスル如キ事態ニ立至リタリ
- 4、又近時都市ニ於ケル豆炭、煉炭、其他代用燃料ノ異常ナル進出ハ炭價ヲ自ラ限定スルノミナラズ年ト共ニ不況ヲ來サントシ、時局匡救事業ノ施行ハ往々ニシテ木炭生産量ノ増減ニ影響シ全國的需要供給關係ヲ主トスル原因ニ依リ炭價ノ高低常ナラズ依ッテ生産者ノ受クル打撃尠ナカラズ  
即チ一大生産移出縣タル本縣製炭界ハ茲ニ於テ前途ヲ考察シ製炭能率ノ増進其他生産過程ノ改革ニ依リ低生産費良品製造ト製品統一ノ徹底ヲ期スルノ要急ヲ告グルノ状態ニ立至リタリ
- 5、依ッテ製炭業各般ノ研究ヲ爲シ生産經濟ノ確立ヲ圖ルト共ニ併セテ製炭副産ノ遺利増進或ハ林野遺利開發利用増進等廣ク一層斯業ノ進展ヲ期スベク昭和十年度ニ於テ前記ノ通島根縣木炭同業組合聯合會主体トナリ縣木炭検査所ノ協力ニ依リ製炭研究所ヲ設置スル事ニ決定昭和十年九月二十二日之ガ實現ヲ見タリ
- 6、尙又現今農山村經濟更生上ニ於ケル實績舉ラザルノ原因中ニ於ケル主タル原因ハ中堅指導人物ノ缺如ニアリテ就中製炭業界ニ於テ其ノ感ヲ深クスルモノアリテ縣下製炭界ニ之ガ指導中堅人物ノ養成配置ヲ痛感スル事久シカリシヲ以



テ右製炭研究所ノ設置ト共ニ之ニ森林道場ヲ附設シ製炭上ノ智識技術ノ教習ノ外ニ林學大意林野實習ヲ課シ道場生活ニ依リ精神陶冶訓育ヲ行ヒ來レリ

(二) 森林道場生ノ養成

- 1、昭和十年八月十八日ヨリ製炭研究所ニ於ケル道場開始ノ前提トシテ全年九月二十二日ニ至ル三十六日間ノ製炭講習會ヲ飯石郡吉田村ノ現地ニ於テ開催シタリ
- 2、全年九月二十二日前記製炭講習會終了ト共ニ前述ノ通道場ヲ開設シ一期二ヶ月間トシ左ノ通り二期分ノ道場生ノ養成ヲ行ヒタリ其ノ氏名左ノ通り

○第一期道場修了者 (自九月二十二日 至十一月二十二日 二ヶ月間修業)

鹿足郡日原村	水津義人	仁多郡阿井村	石原忠藏
" 七日市村	小田宇市	飯石郡鍋山村	石飛義雄
那賀郡雲城村	渡邊末一	" 中野村	三上萬三郎
" 川平村	佐々木重信	" 吉田村	藤原吉中
邑智郡君谷村	渡邊勝義	" 波多村	野津重夫
邇摩郡靜間村	高野克保	" 頓原村	藤原二四郎
簀川郡乙立村	園山榮	" 大原郡大東町	岸山繁隆
" 朝山村	渡部政雄	" 恩田吉郎	恩田吉郎
" 大社町	祝部通夫		

八東郡玉湯村 城代精一 計 二〇名  
 " 岩坂村 石倉誠一

○第二期道場修了者 (自十二月二十二日 至十二月二十四日 二ヶ月間修業)

簀川郡山口村	山本誠	那賀郡石見村	森川茂二
邑智郡吾郷村	福島文吉	" 今市村	岩地正義
" 阿須那村	長谷嶺孝	鹿足郡日原村	吉崎喜久一
" 祖式村	中村猛義		
" 川本町	片山壽正	計 八名	

○第一期研究修了生ニシテ引續キ第二期ニ於テ特別研究ヲナシタル者ノ氏名

簀川郡大社町	祝部通夫 (三十二日間)	" 中野村	三上萬三郎 (九日間)
八東郡玉湯村	城代精一 (二十八日間)	那賀郡川平村	佐々木重信 (六日間)
飯石郡吉田村	野津重夫 (二十六日間)	鹿足郡日原村	水津義人 (十三日間)
" 頓原村	岸正一 (十三日間)	計 七名	

○第二期ニ於テ入場研究シタル木炭検査員氏名

飯石郡鍋山村	高橋秀藏 (二十一日間)	簀川郡今市町	園山俊雄 (二十一日間)
" 頓原村	高橋峯太郎 (二十一日間)	" 東村	奥恒始 (二十一日間)



那賀郡濱田町

辰 木 延 一 (二十一日間)

飯石郡志々村

金子 拾 吉 (二十二日間)

○短期研究生トシテ入場研究シタル者

計 六 名

六

### (三) 道友會ノ設立

森林道場第一期道場生ハ其ノ前提タル縣設長期製炭講習會ヲ合シテ四ヶ月ニ亘ル共同生活ノ間口論一ツ無ク終始一貫兄弟ノ契ヲ以テ來リタル處道場生活終了ト共ニ全縣ニ分散スルノ惜別ノ情ニ堪ヘズ、殊ニ本縣製炭界ニ永久ニ記念スベキ名譽アル第一期道場生タルヲ自覺シ假令居テ距テ生活ヲ異ニスルト雖、道場生活中ニ於ケル信仰、友愛、公正、規律感謝等自ラ醸成体得シタル道場精神ヲ以テ永久ニ協力本縣木炭界ノ爲ニ微力盡瘁貢獻スヘキヲ道場修練者タルノ本分ナリトシテ修練期迫ルト共ニ自發的ニ寄々協議中ナリシガ、其ノ結果ハ道友會創立ノ形ト成ツテ現ハレ即チ十一月二十二日第一期道場生終了式直後、道場生石倉創立委員代表ノ趣旨説明ニ第一期終了生並第二期在場生全員ノ破ルルガ如キ熱意ノ許ニ創立總會開催別紙ノ如ク會則議定會長渡部道場長、副會長常松道場主事、幹事宮下、安達、地方幹事森山、藤原(吉)兩道場終了生ト全員ノ總意ニヨリ役職員決定、直チニ會長登壇就任ノ挨拶アリ、終ツテ會長ヨリ道友會員ヲ代表シテ田部朋之講師ニ對シ顧問委囑ノ處道場生全員ノ發意ニナル動機並趣旨ニ衷心賛意ヲ表シ欣然快諾スルノ辭アツテ諸行事終了、創立確定セリ

道場終了者ハ全生涯ヲ通ジ島根森林道場ヲ母体トシ常ニ連絡ヲ保チ全道場修練者團結ノ力ニ依リ在場中修練体得シタル精神、智識、技能ヲ以テ本縣製炭界ノ進展ニ協力盡瘁セムトスル力強キ精神團體トシテ生レ出タリ

二、昭和十一年度ヨリ前記製炭研究所ヲ島根縣木炭検査所々屬トシ島根縣木炭研究指導所ト改メタルニ基キ森林道場ハ其ノ附設關係ニ依リ所定ノ手續ヲ經テ昭和十一年五月十六日縣設ニ移管シタリ

三、島根縣木炭研究指導所ハ昭和十一年四月ヨリ事業ヲ開始シ今日ニ至レリ

森林道場ハ製炭研究指導所ト不可分ノ關係ニアリ即チ右研究指導所ニ於ケル事業ノ主タル製炭研究事業實施ノ傍ラ道場生ヲ收容シ精神訓練ヲ行フト共ニ製炭ニ關スル智識技術ノ教習熟達ヲ期シ、併セテ必要ナル林學各科ノ大意教習、林業實習等ヲ課シテ山村經濟更生上必要ナル實際の智識技能ヲ有スル中堅人物ノ養成ヲ行ハントスルモノトス

## 島根森林道場規程

(昭和十一年五月  
島根縣告示第二九五號)

第一條 本道場ハ山村青年ヲ薰育シテ皇國山村民タル信念ヲ涵養シ製炭ニ關スル實地ノ修練ヲ基本トシテ實際的學科技術ヲ授ケ以テ山村ノ中堅タルベキ人物ノ養成ヲ目的トス

第二條 本道場ノ修練課程左ノ如シ

一、修身

二、學科

三、實習

四、其ノ他

第三條 本道場ニ左ノ職員ヲ置ク

道場長

主事



教導  
助教

道場長ハ木炭検査所長ヲ以テ之ニ充ツ

第一項ノ職員ノ外講師又ハ囑託ヲ置クコトアルベシ

第四條 道場長ハ木炭検査所長ノ命ヲ承ケ場務ヲ掌理シ職員ヲ指揮監督シ道場生ノ薫育ヲ掌ル

道場長事故アルトキハ上席職員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 主事、教導、助教ハ道場長ノ指揮ヲ承ケ道場生ノ指導薫育其ノ他場務ニ従事ス

第六條 道場生ハ市町村長、木炭同業組合長又ハ山林會長ノ推薦ニ係ルモノニシテ左ノ各號ニ該當スルモノヨリ選抜ス

一、思想堅實、身体強健ニシテ將來製炭業ニ従事スル者

二、年齢十七歳以上三十歳未満ノ男子

三、中等農林學校以上ノ學校卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者若ハ高等小學校卒業以上ノ學力ヲ有シ一ケ年

以上製炭業ノ經驗ヲ有スル者

第七條 道場生ノ修練期間ハ六ケ月トシ毎年五月ニ始リ十月ニ終ル

道場長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ一ケ月以上三ケ月以内ノ短期修練ヲ希望スル者アルトキハ研究生トシテ入

場ヲ許可スルコトアルベシ

一、本道場所定ノ修練ヲ了ヘタル者

二、木炭關係団体ノ役員タル者

三、其ノ他道場長ニ於テ適當ト認メタル者

第八條 入場志願者ハ第一號様式ノ願書ニ履歷書及最終出身學校ニ於ケル卒業成績證明書、第六條ニ依ル推薦書ヲ添ヘ

毎年三月末日迄ニ道場長ニ願出ヅベシ

研究生タラントスル者ハ第一號様式ニ準ジタル願書ニ履歷書ヲ添ヘ其ノ旨願出ヅベシ

第九條 入場ノ許可ヲ受ケタル者ハ保證人連署ヲ以テ第二號様式ニ依ル誓約書ヲ道場長ニ差出スベシ

第十條 入場ヲ許可シタル者ハ道場宿舍ニ收容シ共同生活ヲ爲サシム但シ其ノ費用ハ自辨トス

第十一條 道場生並研究生ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ退場セシム

一、疾病又ハ成績不良ニシテ成業ノ見込ナキ者

二、素行不良又ハ思想過激ニシテ改悛ノ見込ナキ者

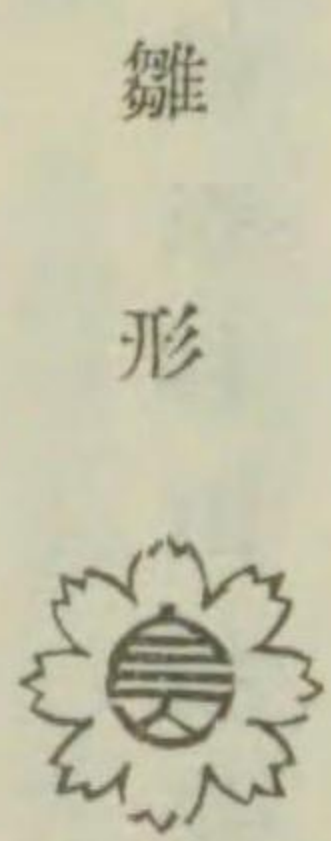
三、本道場ノ規程ニ違反シタル者

四、其ノ他不都合ノ所爲アリタル者

第十二條 道場生所定ノ修練ヲ了ヘタルトキハ修練證書ヲ授與ス

第十三條 本道場ノ職員及修練證書ヲ受ケタル者ハ道場徽章ヲ佩用スルコトヲ得

第十四條 本道場ノ徽章雜形左ノ如シ



直徑一、五厘  
地ハ銀色  
文字ハ金色

第十五條 本規程實施ニ必要ナル細則ハ道場長之ヲ定ム

第一號様式

島根森林道場入場願



島根森林道場生トシテ入場致度、村長（市町長、木炭同業組合組長、山林會長）ノ推薦書、履歷書並最終出身  
學校卒業成績證明書相添へ此段及御願候也

年 月 日

住所

戸主トノ續柄

氏

名 ⑩

島根森林道場長殿

### 誓 約 書

今般島根森林道場生トシテ入場御許可相成候ニ付テハ道場精神ヲ体シ御規則命令堅ク相守リ可申此段誓約候也

本人 氏

名 ⑩

某 儀

貴道場入場中ニ於ケル一切ノ件ハ保證人ニ於テ引受ケ御命令ニ從ヒ處理可致候仍テ本書差入候也

本 籍

現住所

本人トノ關係  
（親權者、親族又ハ知人）

年 月 日

保證人 氏

生 年 月 日 ⑩

島根森林道場長殿

## 島根森林道場設定關係令規

### （一）島根縣木炭檢查所規程（拔萃）

昭和四年四月 島根縣告示第一六二號  
昭和八年三月 島根縣告示第一〇號  
昭和十一年五月 島根縣告示第二九五號改正

第一條 木炭檢查所ハ木炭ノ檢查及其ノ生産改良ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條ノ三 專ラ木炭ニ關スル試驗研究指導ヲ行フ爲メ木炭研究指導所ヲ置キ之ニ森林道場ヲ附設ス  
木炭研究指導所ノ位置及森林道場規程ハ別ニ之ヲ告示ス

第六條 木炭檢查所出張所ニ出張所長ヲ木炭研究指導所ニ主任ヲ置ク  
出張所長、主任ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ分掌ス

### （二）木炭檢查所處務細則（拔萃）

第一條 木炭檢查所ニ於テ處理スヘキ事項左ノ如シ

昭和四年八月 島根縣訓令第七四七號改正  
昭和五年四月 島根縣訓令第四九二號改正  
昭和六年三月 島根縣訓令第二四九號改正  
昭和八年五月 島根縣訓令第一八三號改正





一、木炭ノ検査ニ關スル事項

二、木炭及薪炭林ノ生産改良増殖ニ關スル事項

三、木炭取引ノ改善指導ニ關スル事項

四、木炭ニ關スル試験研究並森林道場生ノ訓練指導ニ關スル事項

五、其ノ他必要ナル事項

第十五條 出張所、研究指導所ニ於テ家屋ノ借入又ハ修繕ヲ要スルトキハ其ノ事由及賃借料並所有者ノ住所氏名又ハ修繕

費ノ見積書畧圖等ヲ具シ所長ニ申請スヘシ

物品ノ購入借入及修繕又ハ不用品處分ヲ要スルトキ亦同シ

第十六條 木炭検査所ハ本縣例規ニ依ルモノノ外左ノ簿冊ヲ備ヘ其ノ事務ヲ整理スヘシ

省 署 出 張 所

省 署 出 張 所

省 署 出 張 所

省 署 出 張 所

一、出 勤 簿 様式第一號

二、日 誌 様式第三號

三、例 規 綴 様式第三號

四、作業地現況圖 様式第八號

五、備 品 台 帳 様式第八號

六、文書收受發送件名簿 様式第九號

七、事業計畫書綴

八、會計ニ關スル簿冊

九、物品受拂證據書綴

十、生産物出納簿 様式第十二號

十一、調査報告書綴

十二、道場生及研究生名簿 様式第十三號

十三、道場生及研究生名簿 様式第十四號

十四、雜 件 文 書 綴

十五、其ノ他必要ナル簿冊

第十七條ノ二 研究指導所ニ於テハ毎週業務成績報告(様式第十五號)ヲ作製シ翌週月曜日迄ニ毎月生産物報告(様式第

十六號) 生産物處分報告(様式第十七號)ヲ作製シ翌月五日迄ニ炭窯構築報告(様式第十八號) 試験研究報告(様式

第十九號)ヲ其ノ都度作製シ本所ニ報告スヘシ

第十九條 出勤簿ハ毎年検査員駐在所ニ於テハ十二月一日所轄出張所ニ出張所及研究指導所ニ於テハ十二月三日本所ニ差  
出スヘシ

(三) 島根縣告示第二百九十六號

島根縣木炭検査所木炭研究指導所ノ位置左ノ通定ム



昭和十一年五月十六日  
知事島根縣飯石郡吉田村

### 道場生精神訓育上ニ關スル一、三ノ教材

#### 報 德 訓

父母根元在天地令命	身体根元在父母生育
子孫相續在夫婦丹精	父母富貴在祖先勤功
吾身富貴在父母積善	子孫富貴在自己勤勞
身命長養在衣食住三	衣食住三在田畑山林
田畑山林在人民勤耕	今年衣食在昨年産業
來年衣食在今年艱難	年年歲歲不可忘報德

#### 朝 夕

- 一、自己の長所に適する方針を樹てよ
- 二、樹てた其の方針は減多に棄つるな
- 三、自分の眞價を自覺せよ買かぶるな
- 四、常に人間としての修養を怠るな
- 五、自分の職業に對して常に研究せよ
- 六、實力と努力と經驗とが頼みの綱なり
- 七、困難は立身の一里塚なりと思へ
- 八、如何なる小事にも全能力を傾けよ
- 九、小成に安んずるは立身の行止りなり
- 十、強健な身体は最後の勝利なり

#### 食 事 五 觀

- 一、敬んで惟ふ 今此の飯食由つて來る所以をおもふに一粒米の重きこそ眞に大地の如し 豈忽にすべけんや
- 二、敬んで惟ふ 世間凍餒の憂多し 吾曹何の善行あつてか此の供に應ずる
- 三、敬んで惟ふ 古人一日作さずんば一日食はず 吾曹亦應にこの觀をなすべし
- 四、敬んで惟ふ 吾曹涓埃も未だ四恩の渥きに報ひず徳業を期して應にこの食を受くべし
- 五、敬んで惟ふ 鉢盂七箸皆これ古聖の身心なりおろそかに受持すべからず

#### 日 本 國 民 歌

一、吼えろ嵐	恐れじ我等
見よ天皇の	燦たる御稜威
遮るる雲	斷じて徹る
遮るる雲	斷じて徹る
二、狂へ怒濤	ゆるがじ我等
見よ磐石の	嚴たる祖國
太平洋	斷じて安し
太平洋	斷じて安し
太平洋	斷じて安し



三、來れ猜疑 許さじ我等  
 見よ極東の 確たる平和  
 亞細亞の土 斷じて守れ  
 亞細亞の土 斷じて守れ  
 四、舉れ日本の 凛たる苦節  
 見よ國民の 斷じて立てり  
 正義に今 斷じて立てり  
 正義に今 斷じて立てり

道場生學實科教習實施豫定表

科	學		教	目	時間數
	修身	製炭			
課外講座	農學經濟學、農山村經濟更生、農山村時事、町村自治、產業組合大意				50
林學大意	造林、測樹測量、林道、森林經理、山葵椎茸栽培、其他林野副產物製造				90
製炭	炭化理論、製炭窯及築窯、製炭操作、木炭性質、木炭關係法規、其他				40
修身	修身、公民				25
205					

考備	實					合計
	副製	林業	林野	訓	其	
一、本表豫定時間外ニ於テ自由研究、意見發表、座談會、唱歌軍歌、レコード鑑賞、詩吟等ヲ實施スルモノトス 二、測量實習ニハ歩測目測ヲ併セ實施シテ實用ニ資セムトス 三、修身ニ於テハ特ニ報德精神ノ涵養ニ努メントス	製炭各般 醋酸石灰、木タール、タドン製造其他	測樹測量、林道設計、簡易運搬施設、山葵、椎茸、特用樹種栽培	繩、萱菰製造、木竹加工 藥草、蔬菜栽培其ノ他	禮拜、美化作業、道場旗揚降下、体操 箴言、齊唱、靜座、自己省察	武道、書道、珠算、衛生急救法、其ノ他	1,595
						1,800

道場生日課表

一、起 床 午前 五時  
 一、美 化 作業 午前 五時  
 一、點 呼 禮 拜 体 操 同 五時三十分



# 附 錄

一、箴言「朝夕」齊唱	午前五時四十分
一、食 事 終 了	同 六時二十分
一、行務(學科講義)發表指示 (實習作業)	同 六時三十分
一、講義、作業開始	午 前 七 時
一、晝 食 休 憩	午後零時—一時
一、講義、作業再開始	午 後 一 時
一、同 終 了	同 六 時
一、夕 食 終 了	同 七時三十分
一、自由研究、學科課外講演、意見發表 座談會、唱歌、レコード鑑賞	自 午 後 七 時 三 十 分
一、點呼禮拜、体操、靜座、自己省察	同 九 時
一、就 床	同 九時三十分



## 島根森林道場案内記

島根縣山林課長  
島根縣木炭検査所長

渡 邊 勝 意

森林道場ニ關スル照會ヲ寄セラルル向ガ多イノデ從來ノ狀況ヲ有リノ儘ニ記述シ  
案内記トシテ御參考ニ供セムトスルモノデアル

### 一、概 記

此の島根森林道場は無限の美林資材に富む飯石郡吉田村大字杉戸にある。順路は省線木次驛、若くは今市驛から省營バスにて掛合村下車、其れより掛合町部落の上から縣道を左に折れて進むこと二里、吉田町に達し、更に吉田川に沿ふて坦路二里許り行きたる中國山脈中第二の高峯大萬木山麓に設置してある。

道場所在地杉戸部落は吉田川を夾んだ坦々たる帶狀の田圃の畔や森の蔭に點在する三十二戸の草葺きの實に質朴なる農家より形成せられ、兩側に聳立する山脈に包まれた靜

かな平和境であり、住民は稻作と、製炭と飼牛が生業であり、質素な生活に親しんで、何處となく餘裕があり、水車利用の精米所を兼ねたる自家用發電所の小屋の散點するものも珍らしき點景である。誰しも一步杉戸部落内に入れば何んとなく和やかな気分、純眞な山林特有の質朴味をひし／＼と感ずる。此の靜かな部落を経て、更に一段と奥深く鬱蒼たる雜木林の繁れる大萬木山の大山容の麓に道場を設け、大自然を師とし又友とする環境にありて、生活資源を其の森林に求めて生活を營む處に本道場の價値がある。

### 二、道場の生れ出たる使命



島根森林道場は島根縣製炭研究所に附屬され、森林道場生は一面製炭研究所研究生である。従つて森林道場を語る場合には必然的に製炭研究所に言及を要する。

島根縣製炭研究所は製炭業各般の試験研究に依り、製炭經濟の進展を期し、本縣炭の特徴を究めて山村振興の資に供せむとするものである。

本縣生産物にして之を商品化し中央市場に進出して、其の量的に於て重きを爲し得るものは極めて寥々たるものであり、木炭は蓋し其の最たるものなりと言ひ得るであらう。即ち本縣の木炭は縣公私經濟に至大の關係を有するのみでなく、之が振否如何は實に農山村住民の死活に關する重要産業である。依つて縣は曩に全國に魁けて縣營検査を斷行し又木炭同業組合、木炭移出同業組合を督して官民一致の力に依り生産改善に努めたる結果、著しく製品統一し、又品質向上し、全國より集荷せらるる中央市場に於て本場物として聲價認識せられて來たのであるが、近時市場に近接せる後進府縣の生産改善目覺しく、中央市場に遠き本縣の享くる打撃は少くない。又年々に於ける市況の高低は生産經濟に打撃を受け、甚しきは生産利盛全く無きのみならず、

を製炭研究所に附屬せしめて設けた所以である。

### 三、森林道場生の生活

島根森林道場は昭和十年九月二十二日長官閣下始め多數來賓各位の臨席を得て盛大に開所したのである。爾來十二月二十四日迄各二ヶ月間訓練を施し、二期二十八名の修了生を縣下製炭界に新人中堅製炭者として送つた次第であり、之等の出身郡は殆んご全縣下各郡に及んで居る次第である。十月の二十二日より十一月の二十四日に至る三十二日間は一期、二期の道場生二十八名を收容したる爲、さしもの道場舎も動きの取れぬ狹隘さで盛況を極めたと稱して宜しい。道場生は各島郡の木炭同業組合長、乃至郡山林會長より人物詮術の上推薦して來る者のうちより嚴選して入所を許可して居る。

前記の通り一面に於て製炭研究作業に従事せしむる爲、中等學校卒業生以外のものは少く共、高等小學校卒業生にして、縣又は郡の製炭講習會終了者、或は島郡製炭研究所終了者、若くは製炭業に經驗ある者にして思想穩健身體強壯、將來指導者たり得る素質ある有爲な青年を求むるもの

資材の購入費の償却にさへ困難を感じる事もあり、或は近時製炭改良熱の勃興と共に、各種新製炭様式續出し、當業者は其の歸趨に迷ひ品質統一上最も必要とする炭窯の統一は、製炭業の進歩と共に、勢の赴く處却つて反對の現象を呈せんとする如き事態にあつて、如斯は畢竟本縣製炭業の進歩を證する現象ではあるが、此の趨勢は一日も放任を許さないで製炭技術と製炭方式を統一し、又製炭能率増進に依り生産費の低下を期する等、業者の進むべき道を明らかにし、進んでは本縣炭の特徴を益々發揮して市況の變動に驚かざる生産經濟の確立を期し、更に又製炭副産の遺利開發、或は林野遺利増進等に向ひ研究すべく、昨年來木炭同業組合聯合會と木炭検査所の共催に依り茲に多年の宿望を達し生れ出たものである。

又現今農山村更生上眞の實績の上らない原因は種々あるのであるが、其の大なる因をなすは、中堅指導人物に缺如せる爲であることされ、殊に製炭業界に於ては一層其の感を深くするので、一日も早く之が養成配置の要を痛感し、製炭上の技術の練磨のみならず、林學一般を課し道場生活に依り精神徳育の訓練を行ひ理想的中堅者を得べく森林道場であり、又訓練の關係上年齡は三十歳以下に限定した次第である。

道場舎は遙に杉戸部落の大半を見渡し得る小丘の上に建てられ、三十二坪の平屋建、女關から這入つた所は板の間の道場教室兼事務室となり、左が所員室一間、突き當りは道場生室二間、右に定夫室一間其の他炊事場、風呂場、附屬物置小屋等一通り完備して居る。七月の下旬に新築に着手し、九月上旬迄僅々二ヶ月足らずの急工事ではあつたが、頑丈な木造りで木の香かぐはしく、附近の町村に見受け難い新しき事務所風に出來て居り、竿頭高く緑の道場旗は高く、常時風に翻り一步杉戸部落に入れば此の道場旗の遠望に依り、道場舎の所在は一見明瞭である。道場は毎年四月中旬に開場し十二月下旬に閉場するのであるが、目下農林省より特に委託されたる製炭試験、水分吸收試験、輸送中の荷傷み並に減量試験を實行する爲道場修了生より五名を選抜して之に當らしめて居り、三月末日迄本調査を續行する豫定である。

× × ×

道場教育は道場舎に於ける訓練と作業現場、即ち演習林



に於ける教育の二つに大體分ける事が出来る。そして此の兩者共一切道場生の自發的努力に任せてある。講師は大體方針を示すのであつて、道場生が自己の研究に又信念に於て、全く行き詰つた時に始めて相談相手となつて、懇切に指導する程度に止めて居るから、呆んやりして居ては得る處がない。各道場生の人格を尊重し、研究心に敬意を表しての誘導である。一舉手一投足悉く教師の指導を受けて學習する一般教育方法とは全く趣を異にして居る理である。依つて今日迄の状況に見る、道場生は勢ひ眞劍となり、常に相互に協力して積極的に研究習得に努めて來て居る。道場舎の訓練として先づ起床より就床に至る起居に付ては左の日課表を教室の壁間に掲げて其の行事を示してある。

- 一、起 床 午前五時
- 二、禮 拜、體 操 午前五時三十分
- 三、箴言「朝夕」齊唱 午前五時五十分
- 四、朝 食 終了 午前六時三十分
- 五、行務（學科講義）發表指示 午前六時四十分
- 六、講義作業開始 午前七時
- 七、晝 食 休 憩 午後零時—二時
- 八、講義作業再開始 午後二時
- 九、同 終 了 午後七時

の掟として嚴然たる不文律である。道場舎に一夜泊りの警官、或は視察者も、之に絶對服従の義務がある完全な自治制としてある。

十一月二十四日第一期修了式に臨席された崎田本縣經濟部長の一行は心良く此の舍監の命に服せられて道場生と共に大茶碗の麥飯を平けられ、翌朝は未だ眞暗の午前五時當番の木板を叩く起床の呼稱に飛び起きられ、即時洋服に着替られて朝の行事を道場生と共に完全に遂行せられたのであつた。

此の舍監の許に當番二名が置いてある。當番は研究生中から毎日交替に勤務し、舍監の命を受けて終日道場舎に留つて其の日の時報、食事、舍内整頓に當らしめて居る。

當番は毎朝三時半に起床して朝食の準備にかゝるのであるが、此の食事が中々大變である。炊事婦一人居ない男世帯の切り盛は大變である。全然馴れない仕事で、第一期、第二期の道場修了者の經て來た、殊に十一月、十二月の當番は毎朝歩厚の水を破つて朝食六升の大釜一杯の御飯焚きから、四升餘の味噌汁の調製、而も朝食時間に間に合ふ様

- 一〇、夕 食 終 了 午後七時三十分
- 二、自由研究、意見發表座談會、其他 午後自七時三十分至九時
- 三、禮拜、體操、靜座、自己省察 午後九時
- 三、就 床 午後九時三十分

順序として入場最初よりの状況を述べれば、入場式終了後講師より道場生として共同生活上の注意がある。

- 一、日課表に示す行事は、時間勵行を重んじ、一分と間違ひのない様嚴重に勵行すること。
- 一、器物を大切にすること。
- 一、分擔事務に付てはあくまで責任重んずること。
- 一、不平小言は絶對に言はないこと。
- 一、人の悪口は決して言はないこと。
- 一、態度は常に明朗であり、表裏があつてはならないこと。
- 一、等々精神的な指示が與へられる。そして道場生中より舍監副舍監各一各が命ぜらる。

此の舍監が出來てからは、道場内の生活は一切舍監の命令に依り動かされる。道場生は勿論講師も主任も外來者も共に此の舍監の指揮監督に従はなければならない共同生活

に、生木の煙に咽び乍らラソブの光の下での作業である。

一般道場生は午前五時當番の報する木板を叩く呼稱を眼を覺しがバと一齊に床を蹴つて跳ね起き、寢具をたゝみて押入に納め、洋服に着替へて洗面、五時三十分には舍監の人員點呼があるので當番の知らず起床の呼稱から僅かに三十分間に全員洗面終了を要するので、實に忙がしい。我意遂巡は微塵も許されない、目が覺れば直ちに敏活迅速なる行動の連續であり、之に依り尠なからず元氣と覇氣が體内に湧溢して來るのだ。五時三十分になれば、舍監の指揮の許に板敷の道場に素足で整列（道場は上草履並座布圍皆無の生活である。）人員點呼があり、舍監から列席する主任講師へ點呼状況の報告がある。人員點呼が済むと舍監の號令の許に東方に向ひ皇居を拜し奉り、次に祭壇に祭る山神に對し二拜二拍一輯の禮を盡し、邪心を去り、清淨敬虔なる心を以つて神靈の御加護を只管に祈るのである。祭壇は道場教室の正面高く設けられ、製炭業の始祖金屋子神社の分靈を祭り、製炭業の進展成功と、繁盛なる山林勞働作業中の無事息災を朝に祈り、夕に報恩感謝の御禮言上をなす、道場生活最高のものであり、毎朝夜當番の手に依り拭き清



められ、温き御飯が供せられて御燈明が上り、前記の通り全道場生の實に眞摯なる信仰が捧げられるのである。之が終ると箴言「朝夕」の齊唱となる。此の箴言は左の如きものであり之は自分が自己の向上修養の爲に先年作成し、爾來今日迄一日も欠かさず口にし、我と我が心の鞭撻を期して居るものであるが、若し今日の非常日本を背負ひ立つべき青壯年に輕佻浮華なる弊風のありせば、若干なりこも是正し得る處あらば、幸なりこ愚考する處なるを以つて「朝夕」と題し道場生にも示して居るものである。

### 『朝 夕』

- 一、自己の長所、適する方針を樹てよ。
- 二、樹てた其の方針は減多に棄つるな。
- 三、自分の眞價を自覺せよ買ひかぶるな。
- 四、常に人間としての修養を怠るな。
- 五、自分の職業に對して常に研究せよ。
- 六、實力と努力と經驗とが頼みの綱なり。
- 七、困難は立身の一里塚なりと思へ。
- 八、如何なる小事にも全能力を傾けよ。

か、御疲れてせうさか冗言は一言も言はない事にしてある。以上を以つて朝の行事は終るのであつて、此の時間三十分間である。

六時二十分道場生室に飯臺を並べて朝食が始る、講師以下全員着席、當番の挨拶があつて「食事五觀」を齊唱し、終つて當番より御召し下さいの言葉に各自「戴きます」を禮をして箸をとり、當番は末席に控へて味噌汁の御替りやら、漬物御茶の斡旋に努め自らは食事を此の時喫しない。全道場生の食事終つて後片付の後食するのである。

食事は全員の靜かに喰べ終るまで席を立たない事にして居る。最後の人が箸を置き、手を膝の上に置いた時當番の「御粗末でした」の挨拶を以つて終り、夫々「御馳走様でした」と、禮を言つて分れるのである。斯くて朝食が終り六時五十分演習林の作業現場へ出發するのである。現地作業は午後六時に終り、一日の勞働に疲れた筋肉を軟かくし疲勞の回復を早める爲に現地山林中の廣場で朝と同じ様な體操を行つて後歸途につくのである。道場舎に歸つて入浴一日の汗を流し、七時二十分より楽しい夕餉の膳に向ひ、大茶碗山盛りの麥飯ミ汁一菜の粗食を山海の珍味より美

- 九、小成に安んずるは立身の行き止りなり。
- 十、強健なる身體は最後の勝利なり。

箴言の齊唱が終ると列間を廣く半ば右向け右の號令の許に點開し體操である。上衣を取り窓を開き放ち、冷徹新鮮なる空氣風の如く入り來る中に全員號令呼稱發聲の勇ましき體操である。夜は東天仄かに赤きのみで未だ明けない。起床以來敏速緊張に、緊張の連続であり、人員點呼開始以來不動の姿勢は體操開始に依つて俄然動の動作となるのである。體操が済むと列を以前に戻し、當番交替の挨拶がある。舍監が前日の當番と呼べば二名は前列に出て來り、又本日の當番と舍監の聲に更に二名の道場生が列を離れて前に出て、四人が向ひ合ふと前日の當番より服務狀況を復命し、本日の當番何の某しと何の某(各自姓名自稱す)は之れより責任以つて當番に服する旨の誓言をなすのである。終つて夫々列に復し、舍監の發聲で互禮の號令が掛る、此の互禮は御互に「御早よう御座います」の代りである。同宿の者、講師或は道場生間に此の互禮を以つて朝の挨拶に替へ其の他の時期に於ては、絶対に御早よう御座いますこ

味しく忽ち平け、九時迄は各自自由な、暢び／＼した時間で、此の時始めて心の武裝を解き得るのである。又時に來舍の諸士を圍んでの座談會、意見發表、或は自己の研究上の行き詰りの解決を教師に求むる等隨意な時間である。夜九時になると當番の呼稱に全員一齊に居室に床を敷き就床の準備を終へて、教室に集まり、夜の人員點呼となる、點呼終つて山神に對し其の一日無事息災なりし神靈の加護に對し感謝の誠心を捧げ後靜座が始まる。靜座は板の間に正しく膝を曲けて座し、手を前に組み冥目十分間の無言の行である。自己を反省し一層信念を固め次いで無想無我の境地に入らむとするものである。道場に入場した最初はこの板の間に座しての十分間の靜座は中々苦痛の様であるが約一週間もするに全く馴れ、咳、咳拂一つ無くなり、實に靜寂其のものとなり、終りの五分間は全く無我の境地に入り、舍監の終りの合圖拍手の音にハツと驚く迄に徹底する様になるのである。終つて誠に安らかな穩やかな氣持となり直ちに寢室となつて居る居室に這入り翌朝迄の夢路に入るのである。當番は此の時まだ寢むられず各室の鍵を下ろし、戸外を巡廻して警備をなし後就床である。斯



くの如く道場生活は規律嚴然たるものであり、時間に餘裕が無く、時間の誤謬は一日の全生活に影響する重大なる事態になるので、一層時間は嚴守されて行くのである。

× × × × ×

演習林に於ける作業は製炭實習、林學實習、林野副産實習の三に分れて居る。演習林は道場舎前より吉田川の支流を右に入る事約八町の地點にある。五十町歩の松雜混淆林中央に清冽なる小川を夾んで、兩側五十町歩の演習林は、其の奥地數百町歩の原生林に接續し、有用樹種に富む雜木林の蓄積は無限と稱して良い程廣大である。演習林入口約八反歩は林木標本とし天然樹種八十餘種に地方名、和名學名、科名、用途等を示した標示板を掲げ學習に資してある。此の林木標本林を通り抜けると製炭實習地と成つて居り、小川を夾んだ中央の盆地は昨年の道場生の手に依り開拓地拵へを了した約一町歩の平坦地があり、其の周圍に黒炭窯四基、白炭窯三基、計七基の炭窯があり、夫々品質、收炭率、製炭能率増進其の他各般の試験研究用として造られたものであり、一切が道場生の手に依り造られたものである。内新規考案窯として黒白各一基がある。道場生は此

しての價値を現はし、全縣下一齊に合理的且つ實行的なる進歩發達上の根淵となるべく、教養せらるゝ事を期待して、研究或は教習せしめて居る次第である。

林學實習としては測樹測量、木馬道並林道設計を行ひ、現在演習林内には縦横に道場生の手に成る木馬道並自製木馬が數臺あつて連日の集材作業に能力を發揮して來て居るのである。又林業家として最も大切な直感智識を正確にせしむべく林内に樹高、胸高直徑、材積の目測練習木が正確に測定せられて、一定距離よりの望見に依り一見夫々の實績を一目瞭然と觀測し得る様毎日〳〵繰返し〳〵練習すべく設備してあり、又距離並に山林面積に就ても同様設備が施してあるのである。

炭窯の煙より醋酸石灰、タール等の採取、松脂利用の製油或は曾木、木工粗材の製作等、今後設備の完成を待つて施行すべく計劃中のものは相當廣範圍である。

林野副産實習としては、杉林並雜木内に夫々黃蓮の播種試験地を設置し、又山芋に就ては種子播種並根株植込の二様の試験地を設け、百合根は林間並皆伐地の別に依り夫々植付を了し、山葵は奥部溪流を利用して種苗三百貫匁の植

の窯に依り數名の班員の共同作業に依り、或は自己の技術の進歩を知るべく單獨製炭操作に當る等、二ヶ月の期間中百數十回の製炭作業が炭材伐採調製、出炭、俵裝、萱俵製作等の作業を交へて實に複雑なる作業となり、外に毎夜二名交替徹夜の排煙溫度觀測記帳作業等がある。製炭實習は實に繁激な勞働であり、又時々刻々變々する炭化狀況の進行を油斷なく調査し、深く腦裡に記憶しなければならぬ。昨日教習を受けた製炭理論、炭化實習は直ちに炭化中の各窯の何れにか現はれて居るのを發見認識しなければならぬ。七基の炭窯は間斷なく煙を吐くので實に多忙激勞ではあるが、之に依つて道場生の智識技能は見る〳〵うちに増進洗練されて行くのだ。そして修業期近くなれば何れも同じ様な新しき智識技能を確つかりと體得して來る。中學校農林學校出の未経験者も、白炭黒炭何れに就ても單獨作業良品の製造が樂々と出來得る從來の成績にあるのを見ても其の力行振りが想像出來るであらう。

同道場生が同じ様な高程度の技術を習得するのみならず此の間製炭改善上の縣の方針並に之の方針を如何にして具體化すべきかの實際問題の體得が、聽て中堅製炭指導者と

付を了し、椎茸は原木を夫々天候紅葉狀態等に依り伐期を異にし根倒をなして本春の調製を待つて居る狀況である。

其の他林内處々に白菜、大根等の野菜を播種し何れも優良なる成績にあり、將來道場生の食料中米調味量等以外の副食物は大部分此の演習林に求むべく、即ち森林に依つての生活を實現すべく期待して山深きを以つて誇る日本の實情に即し森林あらば生活の自給自足し得べきを此處我が森林道場に於て實現すべく計劃中であるのであるが未だ昨秋九月よりの着手で充分ではない。此の上共一層積極的に充分なる施設を施して行く考へである。

由來山の作業は放埒に流れ易く、山人の精神は大自然の感化に依り清くはあるが甚だ能率上らざるを常に痛感する處であるので此の森林道場では作業場の中央にある木炭倉庫に掲けたる木板の呼打に依つて時間的に規律正しく、又營々として激しき作業の連續を要求して從來の型を破るべく誘導して見たのであつたが、流石縣下より選拔せられた道場生は期待以上の成績にあつたのは愉快であつた。

本道場の特徴は又動搖し易き青年の精神を堅實にし、又入り難き信仰心を自ら不識の内に體得する處にある。二ヶ



月六十日間の生活は道場舎を出て歸つても規律正しき生活の連続であり、自由なるべき時間は夜の僅かに一、二時間に過ぎない。そして粗食に耐えての激務の連続であり、責任は常に頭上に覆ひかぶさり自己の所信に依り敏速断行處理の決行を要すべき場合は不斷に起るので膽力は自ら備はり、精神の統一に依る緊張味の連続に依り泥にまみれての作業は、自然に輕佻浮華な思想姿態は許されなく、假りにあつたとしても忽ち雲煙霧散の状態である。外界は動かざる大山容の自然と質朴其のものと地方民のみで此の土着の人々との接渉すら殆んど無き仙境の如き状況にあるので修養精進を妨げるべき何物もない境地であり、殊に事々を深く感銘するであらう。又生活費は自らの勞働に依り得たる収入範囲で自給自足的に營む組織で、食費一切は道場生自治的經營に委ねてある。

現在の収入は製炭収入に限られて居り、一人一人日の食費僅かに三十錢に満たざる正に文字通りの一椀一汁の生活であるが、此の生活費を稼ぎ出すのに作業の組織が亂れては出来ない。遊んで居る者があつては一日の食費が浮ばない。

費二十九錢の粗食に耐え、病者怪我人皆無なるのみならず道場生活終了期に到れば全員體重は三〇〇匁乃至一貫匁増進し、頗は赤々と元氣體內に充滿するの風貌となり、何處もなく氣力に餘裕あり、相當悟道に入る如く見受けられ、又道場に無限の愛着を感じ卒業して行くのであるが、此等道場に對する愛着心は自發的に「島根森林道場道友會」を組織形成し、兄弟の誓ひが樹てられて居るのである。

道場講師は専務二名の外は木炭検査所の職員を充當して夫々擔任科目を定め、製炭智識、林學一般、諸法規等教習に當つてゐるのであるが、外に科外講師として、地元吉田村田部朋之經濟學士に農山村經濟、農山村時事問題、朝山村長に町村自治、曾田小學校長、日野圓壽寺住職に日本精神と宗教等夫々適切なる講義を願ひ、又武道として田部朋武館に於て柔道の修業を行ひ、精神人格の更に訓育を期して居る次第である。

以上は昨年九月下旬に開道、十二月下旬に到る間に於ける道場生の概況を有りの儘に飾りなく記述したのであるが左に道場生の所感文を一、二掲げて體驗談を通じ、森林道

道場生各自は此の狀況が目の前に現はれて來るので、共同の組織的な活動が如何に大切なるか、又勞働の眞價が如何に貴重なるかが自覺される理であり自然と所謂本氣で働く精神は統一する、仲良く働くこととなるのだ。宜なる哉元氣盛りの青年二十八名が十疊と八疊の二間に寝る時は重なる程の狹隘さの生活六十日を繼續しても口喧嘩一つ起つた事の無い實績にあつたのである。

森林道場生の信仰は一に山の神である。朝起き出ては一日中激しき勞働、不馴れな作業中の無事息災を祈願し、神靈の加護あるを信じて大木の伐倒される中にあつて泰然たる態度で炭材の調製に當り、數百貫の木馬運搬の時轉覆に遭遇しても再び危険とせず運行に従事する等山の作業を危険と考へ恐れては業務進行しない強行に強行である。二名の教師は妻子を忘れ重要な作業中は肉食を絶つて神靈に誓ひ行住坐臥、只管に「山の神」に祈願を籠め、加護を祈る。而して寮の完成毎に先づ清酒を山神に獻じて感謝し、又毎夜一日の無事息災なりしを感謝する此の教師の態度には最初は迷信として軽く考へて居る道場生も遂には不識の内に深き信仰に入り得るのだ。さればこそ一日の全食

場の内容を覗いて戴きたい。

### 第一期道場生 森川茂二

「――、事實其の嚴格なる生活は今だに會つて體驗に非ざる程の規律正しき生活なるを痛感せざるを得ず。然し乍ら嚴格の中にも快樂あり時々食事食後の團樂等共同生活に於てのみ見るべき楽しさなり。ユーモアたつぷりの雑談所々に起りて正に抱腹絶倒の感あり、驚嘆せしは彼の大茶碗なり、直徑約五寸深さ約三寸我等の顔よりも大にして山盛りにしは残念ながら到底征服し能はず。作業場には我々苦心の炭窯盛んに煙を吐きて天を覆ふの感有り。

「朝ほらけ煙たなびく谷間かな」

### 同 祝部通夫

「靜かな山に木靈する如何にも森林道場の名に相應はしい槌の音を合圖に二十數名の若人がガバと布團を蹴つて起きるのが正五時である。谷川の清き流れて顔を洗ひ清浄な心持で東の方遙かに皇居を拜し、次いで神社を禮拜し、體操朝食と云つた順序で一日の行事が始まるのである。



眞に秩序正しい時間の厳守されたる當道場こそ心身の鍛錬所として最も優秀なるものと思ふ。始めて山中で生活する自分には始めは非常に辛いと思ふ様な事もあつた併し一日又一日過ぐるに従つて此の頃では朝五時の起床に依つて氣分を爽快にし、作業にも馴れて山のみの持つ醍醐味すら感ずる様に成つた。

多勢の者が一緒に生活する上に於ては先生方の御注意の中にもありたる如く衛生に注意し、時間を守り器具を大切に使用ふこと、お互に不平不満は耐え忍ぶ言ふ事が一番大事なことであると思ふ。幸にして研究生諸君皆それ等の注意を厳守して居るのは何よりである。」

### 同 石倉誠一

「前略、黎明の靄につ、まれた道場の宿舎にカン／＼響き渡る當番の起床合圖、輝く星月を空に仰ぎつ、冷い小川に洗面を急ぐ道場生の群れ、遙かに東方を拜し聖壽の無窮を祈り奉り續いて祭神を禮拜して其の日の幸を祈る。嚴肅なる數分の緊張、こうした行爲に於て神聖なる日本精神の涵養を期しつゝ、あるも道場生活の賜である。

活によつて自他各々の意志の對比試練によつて深く反省を促して他日來るべき社會生活に一つの段階を得ること、日夜の訓育、實習と精神講話は私達道場生活の鍵であり生命であり寶であると思ふ。

嚴肅な道場生活に依つて私達の日常生活を學び、この大家族生活の團樂に若さの誇り悦樂を感じたこと、夕の飯臺に押戴く一盛の御飯も一椀の汁も一片の澤庵も皆私達の汗の結晶であることを思へば感激に堪えない。初め永いと思はれたこの道場生活も餘す日數も少なく、この懐しい道場に別れ親しみ敬つた諸先生に離れ、兄弟の様に相抱合ひ寢食を共にした皆様に別れ行くことは今更惜別の情に堪えず思へばそゞろに眼頭もあつくなる。然しながらこの感激を深く印象した私達は、更にこの道場の隆盛を期する次第なり。」

### 三、將來に期待するもの

森林道場は開場後未だ至つて日が浅い、設備其の他足らざる點多く今後順次内容の充實を期し森林道場としての特色を益々發揮せしめ微力聊かなり共山村中堅者の養成に努

自ら働いて自ら喰ふ、喰べて行く事を自習しつゝ日頃自分達の胸中に深く閉ざれて居た謎開けて其の都度自分の苦心を初めて知る玉手箱のやうな製炭の研究を初め、貴重な森林に對して我等の生活の資源を作り出す種々な合理的な經營法を習得する事も立ち登る白煙が次第々々に青色に變り次々に掘り出されて行く黒炭白炭の一片も私達の研究資料である。幾つもの黒炭窯に就いて各々の性能試験も面白く、最後は黒炭と白炭の對比性能實驗となり黒と白との白熱戦も見られる。こうした演習を最も大膽に作戦し更に統監する事は流石に他に比類無き聞く、我が島根森林道場の誇であると思ふ。

私達斯る名譽ある道場にしかも第一期生として入所を許されこの聖地に心身を錬磨することは畢生の名譽である。

私達はこの場道の第一線に起つて苟も縣の道場であること深く認識して個人の素行を謹み高潔な人格の素養につまめる決心で居る。近時新しい世の潮流に押されて浮薄なる思想にそまり、稍もすれば勞働を忌避する青年の續出する秋に當つて空想を去り實際役立つ實業を實習することは私達にとつて唯一の人生標的の肯定道場とも思はれ團體生活力したい。

製炭研究所は昭和十一年度より木炭検査所費を以つて愈々本格的に施行する事に決定を見たので徹底的研究の施行上研究生たる道場生の修業期限は從來の二ヶ月より延期せしむる必要があると同時に現下農村事情に即し道場生をして産業組合を組織せしめ産業組合實務の訓練をも行ひ度い。又短期道場生の養成も併せて行ひ、家庭の事情其の他依り長期に入所困難なる人々に對しても之が利用を奨めた次第である。又本冬は前記の通り農林省委託の製炭試験を實行する爲、三月末日迄數名の特別研究生入場中に付、此の期間を利用して青年團、實業補習學校生徒等の視察來泊せられ道場精神、道場氣分の一端なり共體得せられん事を切に希望する處である。此の場合食糧は携帶して來て戴き度い、山村青年の訓練の爲に假へば二、三日の日程を以つて雪中行軍をなし、沿道の農村事情視察の上森林道場に來泊せられ携帶の米、味噌にて自炊せらる等の計劃は格別の經費も要せずして有形無形の收穫あるを信じて疑はない。御希望の向に對しては出來得る限りの御便宜と御援助を惜まない處である。



森林を背景とし、山靈に心を清め、魂を涵ひ、自らの生活費を森林に求めての教育訓練の殿堂は將に全國に魁けて我が島根縣に創立せられ、今日迄の成績、幸にして良好なるは地元吉田村外飯石郡各町村及び縣下各郡有識者の御後

援の賜であり、茲に深く敬意と感謝の意を表すると共に縣民各位の島根森林道場として、此の上共御聲援と御教導の程を偏に御願ひして熄まない次第である。

### 道場修了生歸郷後ニ於ケル動勢

#### 1. 第一期 道場生 (道場入所 昭和十年九月二十二日 修了 昭和十年十一月二十二日)

住 所	氏 名	歸郷後ニ於ケル動勢報告要點 (自昭和十年十一月下旬至昭和十一年四月中旬)
飯石郡頓原村	森山繁隆	<p>道場修了後製炭業に従事状況</p> <p>自家實業ノ傍公職等ニ就任状況</p> <p>地方當業者ヨリ招聘依頼等ニ依リ製炭業其ノ他改善指導状況</p> <p>一、木炭改良組合並部落農會座談會數回開催シ村内ノ炭窯ハ昭九式若ハ八名式ニ統一スルコト並製炭操作ノ舊式ナル點ヲ總テ道場ニテ受上ニ付堅キ申合ヲナシ實行中</p> <p>一、指導築窯數黒炭窯九基指導日數四十一日</p> <p>一、製炭操作指導人員四十名</p> <p>一、築窯修理シタルモノ經過良好業者ニ喜バル、在場中諸先生ノ御教授ノ程ヲ感謝ス、村木炭ツアアリ</p>
飯石郡波多村	藤原二四郎	<p>自家農業ノ傍製炭業ニ従事ス</p> <p>一、波多村改良組合聯合會製炭指導員</p> <p>一、木炭共同販賣ノ施行毎月二回一ヶ月平均二千依</p> <p>一、右木炭生産検査受驗前自治検査ノ施行ヲナス</p> <p>一、改良組合座談會主催二回出席者八十名</p> <p>一、築窯位置、構造上排水ト製炭トノ關係炭化操作ノ改善等ニ主眼ヲ置キ實行協議並從來ノ體験談各自發表意見交換</p> <p>一、指導築窯數黒炭窯三基指導日數三十日</p> <p>一、製炭操作指導人員三十名</p>
飯石郡岩坂村	石倉誠一	<p>八名式窯二基ニ依リ製炭中</p> <p>一、村木炭改良組合幹事就任</p> <p>一、各部落組合ヲ激勵シ窯型ノ統一ヲ圖リ又新事業トシテ改良組合中ニ五人組合ヲ設ケ縣生産検査前組合自治検査ヲ行ヒツツアリ結果良好ナリ又藁依雜荒ヲ萱依ニ統一セリ</p> <p>一、隣村意東村ニ招セラレテ八名式窯築窯シ製炭指導ニ當リタリ</p> <p>一、本年一月以降指導築窯數八名式窯四基同指導日數三十日修理窯數八基</p> <p>一、炭化操作指導日數五十日延人員約百名</p> <p>一、炭坂村青年學校ノ依頼ニ依リ五月上旬ヨリ製炭講習開催指導ノ豫定</p> <p>一、炭岩村ノ特色タル櫟炭ノ研究所ヲ設ケテ青年ノ研究資料ニ供シ併セテ將來品質上櫟炭ヲ凌駕セシムベク目下準備中</p>
那賀郡雲城村	渡邊末一	<p>受講新築窯從前ノ使用窯ト比較ノ處收炭率一割増時間七%短縮トナリ成績良好ナリ</p> <p>一、經濟更生部落實行副組合長</p> <p>一、村青年團社會部長</p> <p>一、産業組合青年聯盟幹事</p> <p>一、指導築窯數六基、同指導日數三十一日</p> <p>一、炭化操作指導日數四日延人員二十三人</p> <p>一、地方業者ノ製炭ハ舊式窯多ク又窯内乾燥ヲ行ハズシテ點火セシメ急炭化ヲ行ヒ温度ト炭質ノ關係無智識ニ付不良炭多シ家業ノ傍依頼ニ應ジ指導中ノ處順次認識シ段々ト改良サレ行ク狀況ニアリ</p>

住 所	氏 名	歸郷後ニ於ケル動勢報告要點 (自昭和十年十一月下旬至昭和十一年四月中旬)
飯石郡頓原村	森山繁隆	<p>道場修了後製炭業に従事状況</p> <p>自家實業ノ傍公職等ニ就任状況</p> <p>地方當業者ヨリ招聘依頼等ニ依リ製炭業其ノ他改善指導状況</p> <p>一、木炭改良組合並部落農會座談會數回開催シ村内ノ炭窯ハ昭九式若ハ八名式ニ統一スルコト並製炭操作ノ舊式ナル點ヲ總テ道場ニテ受上ニ付堅キ申合ヲナシ實行中</p> <p>一、指導築窯數黒炭窯九基指導日數四十一日</p> <p>一、製炭操作指導人員四十名</p> <p>一、築窯修理シタルモノ經過良好業者ニ喜バル、在場中諸先生ノ御教授ノ程ヲ感謝ス、村木炭ツアアリ</p>
飯石郡波多村	藤原二四郎	<p>自家農業ノ傍製炭業ニ従事ス</p> <p>一、波多村改良組合聯合會製炭指導員</p> <p>一、木炭共同販賣ノ施行毎月二回一ヶ月平均二千依</p> <p>一、右木炭生産検査受驗前自治検査ノ施行ヲナス</p> <p>一、改良組合座談會主催二回出席者八十名</p> <p>一、築窯位置、構造上排水ト製炭トノ關係炭化操作ノ改善等ニ主眼ヲ置キ實行協議並從來ノ體験談各自發表意見交換</p> <p>一、指導築窯數黒炭窯三基指導日數三十日</p> <p>一、製炭操作指導人員三十名</p>
飯石郡岩坂村	石倉誠一	<p>八名式窯二基ニ依リ製炭中</p> <p>一、村木炭改良組合幹事就任</p> <p>一、各部落組合ヲ激勵シ窯型ノ統一ヲ圖リ又新事業トシテ改良組合中ニ五人組合ヲ設ケ縣生産検査前組合自治検査ヲ行ヒツツアリ結果良好ナリ又藁依雜荒ヲ萱依ニ統一セリ</p> <p>一、隣村意東村ニ招セラレテ八名式窯築窯シ製炭指導ニ當リタリ</p> <p>一、本年一月以降指導築窯數八名式窯四基同指導日數三十日修理窯數八基</p> <p>一、炭化操作指導日數五十日延人員約百名</p> <p>一、炭坂村青年學校ノ依頼ニ依リ五月上旬ヨリ製炭講習開催指導ノ豫定</p> <p>一、炭岩村ノ特色タル櫟炭ノ研究所ヲ設ケテ青年ノ研究資料ニ供シ併セテ將來品質上櫟炭ヲ凌駕セシムベク目下準備中</p>
那賀郡雲城村	渡邊末一	<p>受講新築窯從前ノ使用窯ト比較ノ處收炭率一割増時間七%短縮トナリ成績良好ナリ</p> <p>一、經濟更生部落實行副組合長</p> <p>一、村青年團社會部長</p> <p>一、産業組合青年聯盟幹事</p> <p>一、指導築窯數六基、同指導日數三十一日</p> <p>一、炭化操作指導日數四日延人員二十三人</p> <p>一、地方業者ノ製炭ハ舊式窯多ク又窯内乾燥ヲ行ハズシテ點火セシメ急炭化ヲ行ヒ温度ト炭質ノ關係無智識ニ付不良炭多シ家業ノ傍依頼ニ應ジ指導中ノ處順次認識シ段々ト改良サレ行ク狀況ニアリ</p>



飯石郡 鍋山村	石飛義雄	農業ノ傍製炭業ニ從事中ナリ	一、鍋山村木炭聯合會指導員 一、飯石郡木炭同業組合指導員	一、改良組合並改良組合ニ指導週間ヲ實行セシメ個人指導ニ從事シタリ 一、指導築窯數八名式窯六基指導日數六十三日、指導修理窯數四基 一、製炭操作指導實人員十七人、日數五十一日
飯石郡 乙立村	渡部政雄	農業ヲ本業トシ製炭ヲ副業トシテ生活中製炭回數六回百二十四俵製炭		一、隣村朝山村見々改良組合並同村青年團第六分團ノ依頼ニ依リ座談會三回開催出席指導本年一月中旬上團體ニ於テ講習開催指導ノ申出アリ確定ノ處降雪ノ爲延期農繁期終了後實行ノ見込 一、指導築窯數二基日數十日 一、天井構築煙道構築各一基日數二日 一、製炭操作指導人員十一名、日數三日 一、現在ハ木炭検査所今市出張所ノ臨時僱員トシテ執務中ナリ
飯石郡 中野村	三上萬三郎	農業傍ヲ製炭業ニ從事中 歸郷後五回出炭ノ處從來ハ検査等級「並」大部ナリシカ反對ニ「上」大部分トナリ道場修練ノ効ヲ自認ス	一、飯石郡木炭同業組合指導員	一、指導築窯數昭九式一基、指導日數七日 一、製炭操作指導日數七日 一、村内ニ不整形窯多シ其ノ爲自然製品ノ炭質不良ナリ現在窯ノ修理指導ヲ一步一步實行中

大原郡 大東町	恩田吉郎	専ラ自家農業ニ從事		一、指導築窯基數黑炭窯四基、指導日數二十日 一、製炭操作指導延六十名、同日數三十日 一、依裝指導三十五名、同日數五日 一、其他餘暇ヲ見テ縣検査員ニ隨行製炭業者ト面談改良獎勵
飯石郡 頓原村	岸正一	農業ノ傍副業製炭從事中	一、飯石郡木炭同業組合指導員	一、宇山改良組合並奥畑改良組合ニ於テ座談會開催 一、指導築窯數黑炭窯一基、指導日數七日 一、製炭操作指導人員六人、日數五日
邇摩郡 靜間村	高野克保	道場終了後島根縣信用購買販賣組合聯合會ニ就職現在同會木次支所木炭係トシテ勤務中ナリ		
飯石郡 吉田村	野津重夫	農業ノ傍島根八名式黑炭窯築窯製炭中	一、飯石郡木炭同業組合指導員	第一期終了後引續キ第二期ニ於テ二十六日間特別研究ヲナシ越ヘテ一月十六日ヨリ三月三十一日ニ至ル七十五日間森林道場施行ノ農林省委託製炭調査ニ從事シタル爲地方當業者ト接渉スルヲ得ズ

2. 第二期 道場生

(道場入所 昭和三十二年十二月二十二日 終了 昭和十年十二月二十二日)



住所	氏名	道場修了後製炭業従事状況	自家實業ノ傍公職等ニ就任状況	歸郷後ニ於ケル動勢報告要點 (自昭和十年十二月末日至昭和十一年四月中旬)
鹿足郡日原村	吉崎喜久一	農業ノ傍製炭業ニ従事 製炭一基新設數回 製炭後窯口ヲ改造點 火装置ヲ設ケ又精煉 時窯口操作ヲ改メ研 究中	瀧元改良組合中堅製 炭者トシテ推薦ヲ受 ケタリ	一、指導築窯數三基、指導日數三十五日 一、製炭操作指導日數白炭十日 黒炭五日人員六名
簸川郡山口村	山本誠	農業ノ傍製炭業ニ従 事 歸郷後從來使用ノ窯 修理使用ノ處生産檢 査受驗成績極上三割 上六割ニ並一割ノ平 均成績ニテ從來ト面 目一新良好ナリ 一部改良組合品評會 ニ出品ノ處橋小割優 等賞ニ入賞セリ	一、村精業青年トシ テ推薦ヲ受ケ 一、村青年團理事第 六支部専務理事 學藝部長	一、村青年學校佐々木教員ノ依頼ニ依リ生徒ニ對 シ製炭講話ヲ行ヒタリ 一、村青年團ニ於テ御互ニ築窯並ニ製炭操作ノ改 善研究申合タリ
那賀郡石見村	森川茂二	農業ヲ主業トシ副業 ニ製炭從前ノ窯ニ道 場修練ノ製炭法ニヨ リ操作中ノ處毎回成 績優良ナリ	一、村産業組合青年 聯盟宣傳部長	農業多忙殊ニ三月來水田整地繁忙ニテ未ダ製炭指 導ノ餘暇ナシ

邑智郡祖式村	中村猛義	農業ノ傍製炭業 根八名式三回製炭從 來ト異リ萬事研究的 ニ從業中ナリ	一、村産業組合青年 聯盟宣傳部長	一、不良窯ノ多キニ驚キ改良組合總會或ハ部落座 談會ニテ改良方極力勸奨中 指導築窯數白炭一基、日數四日 製炭操作指導人員十一名、日數六日 在來舊式窯修理三基、日數五日 依裝指導人員八名
那賀郡今市村	岩地武義	農業ノ傍製炭 三月中旬迄積雪ノ爲 製炭不能	一、村産業組合青年 聯盟理事	一、村改良組合木炭批判會ニ於テ主唱指導週間ヲ 設ケ各所有窯ノ煙導外各部ノ修理ヲ行フ事申 合ス 指導築窯數黒炭二基、日數十四日、修理窯 數四基 製炭操作指導日數三基、十一日 右修理窯ハ從來不合格品ガ出ルコト多カリシ ヲ受ケテ居マス
邑智郡川本町	片山壽正	邑智郡木炭同業組合 雇ニ採用サレ勤務中		

備考外ニ

一、縣木炭検査員若ハ検査員事務囑託ニ採用勤務中ノ者(昭和十一年五月現在)

- 鹿足郡日原村 水津義人 那賀郡川平村 佐々木重信
- 邑智郡君谷村 渡邊勝義 簸川郡大社町 祝部通夫
- 邑智郡吾郷村 福島文吉 邑智郡阿須那村 長谷嶺孝

二、森林道場助教ニ採用勤務中ノ者

- 八東郡玉湯村 城代精 飯石郡吉田村 藤原吉中

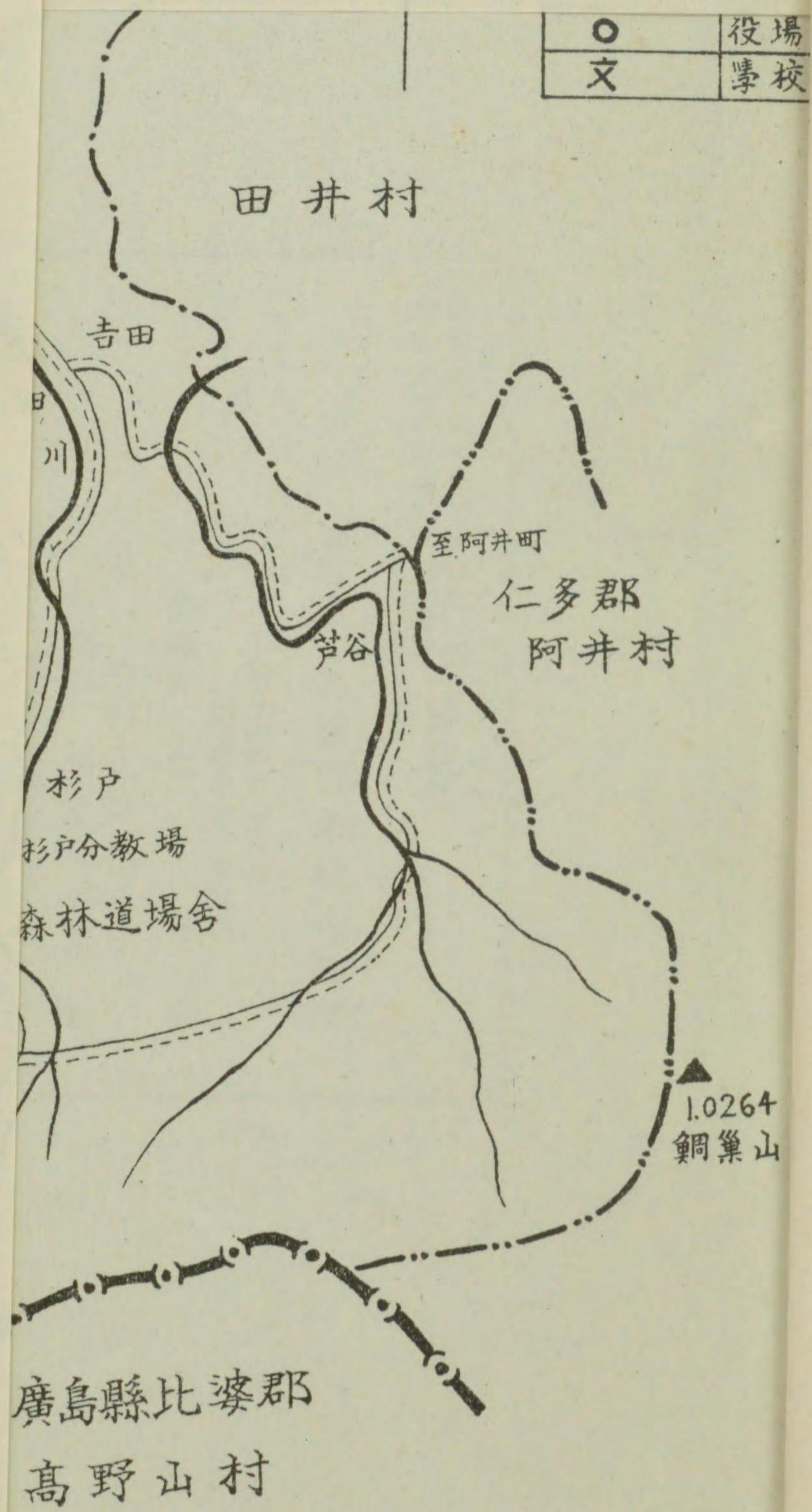


# 島根森林道場道友會會則

- 第一條 本會ハ島根森林道場道友會ト稱シ事務所ヲ島根森林道場内ニ置ク
- 第二條 本會ハ製炭業竝林業ノ進展ヲ企圖シ併セテ會員相互ノ親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 會員ハ島根森林道場ニ於テ修鍊體得シタル精神知識及技術ノ向上ヲ圖リ以テ山農村中堅人物タルヲ期シ常ニ左ノ事項ニ關シ調査研究ヲ遂ケ之ヲ本會ニ報告スルモノトス
  - 一、薪炭林ノ改良増殖、資材ノ集約的利用ニ關スルコト
  - 二、製炭諸般ノ改良竝木炭其ノ他燃料ニ關スルコト
  - 三、森林ノ遺利開發ニ關スルコト
  - 四、其ノ他必要ナル事項
- 第四條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ
  - 一、年四回(一、四、七、十ノ各月)會報ヲ發行竝隨時圖書ノ刊行
  - 二、會員ノ調査研究事項發表
  - 三、製炭業竝林業ニ關スル座談會ノ開催
  - 四、其ノ他必要ナル事項
- 第五條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
  - 一、特別會員 本會ニ特殊ノ功勞アリト認メタル者
  - 二、普通會員 島根森林道場ノ所定課目ヲ修了シタル者

- 第六條 本會ハ必要ニ應シ支部ヲ置クコトアルヘシ
- 第七條 本會ハ年一回總會ヲ開ク但シ必要ニ應シ臨時總會又ハ支部會ヲ開クコトアルヘシ
- 第八條 本會ニ左ノ役職員ヲ置ク
  - 一、會長 一名
  - 二、副會長 一名
  - 三、幹事 若干名
  - 四、地方幹事 若干名
  - 五、支部長
- 第九條 會長ハ島根森林道場長ヲ推戴ス  
副會長ハ島根森林道場主事ヲ推戴ス  
幹事其ノ他ノ役員ハ會長之ヲ囑託シ其ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ケス
- 第十條 本會ニ顧問並賛助員ヲ置ク  
顧問並賛助員ハ會長之ヲ委囑ス
- 第十一條 本會ノ經費ハ寄附金並總會ノ決議シタル負擔金ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十二條 本會會則ノ變更ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ行フ





第一編 本會の組織  
 第一章 本會の目的  
 第二章 本會の組織  
 第三章 本會の活動  
 第四章 本會の財政  
 第五章 本會の施設  
 第六章 本會のその他

高野山森林道場道友會會則





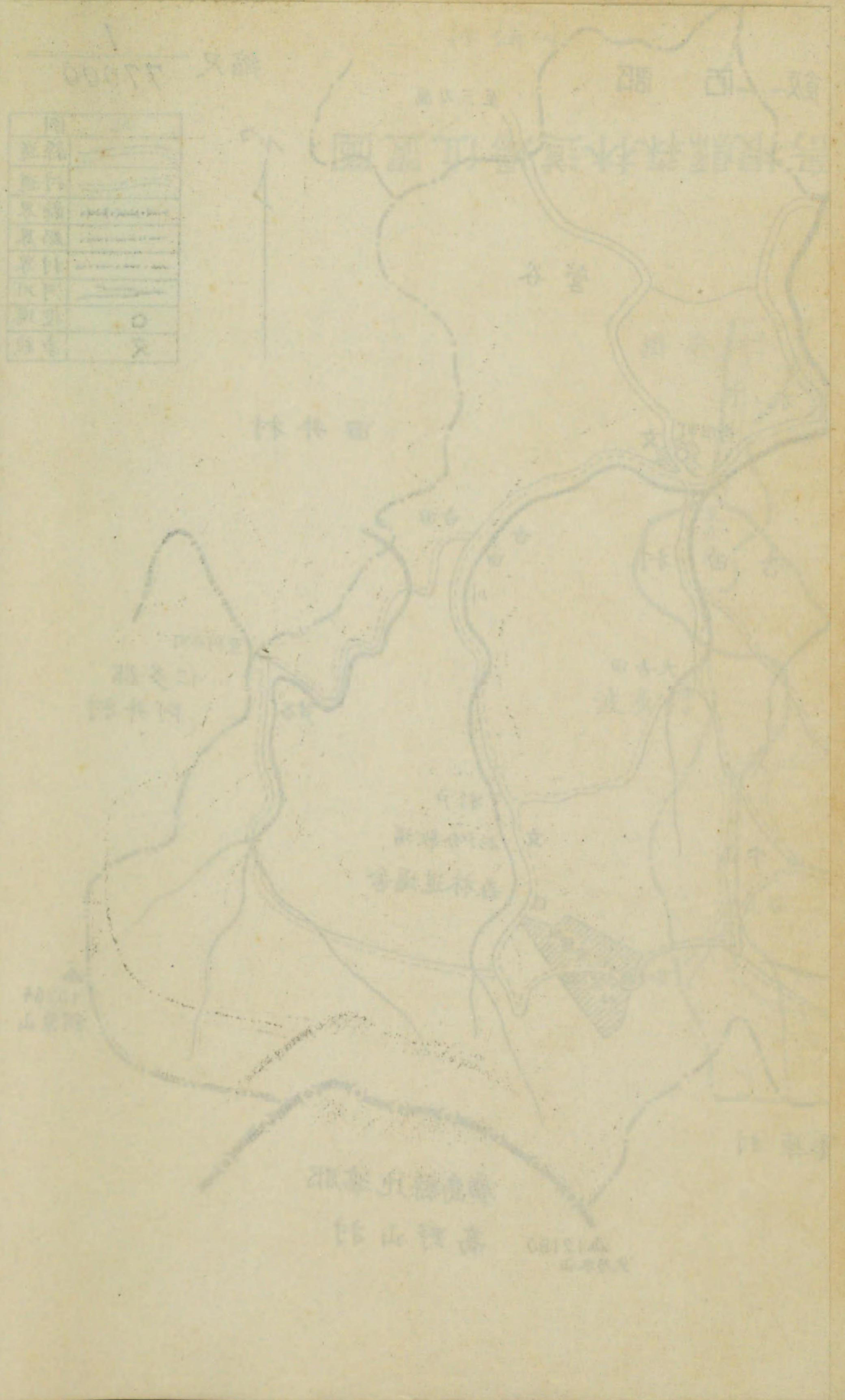






707  
87

圖名	
編者	
出版	
印刷	
代印	
代售	
發行	
定價	
頁數	
冊數	
紙張	
規格	
備註	



昭和十一年五月二十五日印刷  
昭和十一年五月三十一日發行

【非賣品】

發行者 島根縣木炭檢查所

松江市殿町一番地  
島根縣木炭檢查所內

編輯者 宮下孝美

印刷人 松江市東本町本通り  
田部象一郎

印刷所 松江市東本町本通り  
田部昭文堂印刷部

電話 六六六番



707  
87

Red stamp



500  
500